

EU の海事産業政策¹ Waterborne TP 成立の背景など

まえおき

欧州は、一般商船の分野では、中国、韓国、日本のアジア勢に圧倒されているものの、海事産業全体で見れば、少なくとも通貨危機以前は、年間売上 340 億ユーロ(約 3.4 兆円)もあるという (Leadership2015)。これは、造船業だけでなく海事産業トータルの数値であるとはいえ、相当な額である。確かに一般船の建造量では劣るものの、Cruise ship などの船舶のほか、船用機器メーカー、IMO や船級協会、各所の研究所は頑張っている。造船産業に新しい展開の方向が見当たらないか、事情を知りたいと、最初に目を通したのが CESA(欧州造船事業連合)の Annual report 2007-8 年版である。その第 2 章 Leadership2015 が目に留まった。調べたところ、それは、Lisbon 戦略と称される EU の基本産業政策を出発点として造船産業の挑戦すべき方針を EU 委員会が専門家を招いて作成した課題解決に向けての提案書であることが分かった。

ところが、2008-9 の CESA Annual Report では、Leadership2015 は消えてなくなり、替わって Waterborne Technical Platform が登場してきた。2009-10 版でも同じで、もはや LeaderShip2015 は、現れていない。突然、舞台が変わったようで、戸惑ったけれど、調べを進めると、それは LeaderShip2015 がなくなったのではなくて、LeaderSHIP2015 の提案にこたえて民間部門が作り上げた海事クラスターが Waterborne TP で、新しく生まれた組織であることが分かった。この海事クラスター結成にあたっては、CESA が中心的役割を演じており、CESA にとっての R&D は、そこが新しい舞台となるわけである^{2,3}。

2006 年に産声を上げた Waterborne TP が、2008 年になって CESA の年次報告書に書き込まれるようになったのは、その頃ようやく参加業界を増やし資料 3 で海事クラスターとして EU 委員会に認められる程度に成長したことによるものと思われる。

目次

1章	EU について	
2章	産業政策の展開	WaterborneTP の成立まで
3章	政策具現方策	
4章	産業政策の新展開	WaterborneTP の成立後の動き
5章	後記	
Appendix		

¹ 第 18 海友フォーラム懇談会における講演に書き足し、取りまとめたものである。

² Green Paper: Towards a future Maritime Policy for the Union: A European vision for the ocean and seas(EU 委員会 June, 2006)

³ Commission working document: LeaderSHIP 2015 Progress Report(EU 委員会 April 2007)

第1章 EUについて

1. EUの組織

WaterbornTPの結成の原動力はEUの政策であり、政策展開の経過を述べるに当たり、EUの組織について簡単に紹介する。

EUの政策形成は、欧州理事会(首脳会議、閣僚会議)、EU委員会、EU議会によってなされる⁴が、中でも重要な政治指針を定めるのは欧州理事会(European Council)である。

参考までに、EUの歴史に残る転換点となった、欧州理事会の主要決定事項を下記に列挙する(ウィキペディアより)。

- 1969年(ハーグ) - 外交政策、拡大
- 1974年(パリ) - 欧州理事会の創設決定
- 1985年(ミラノ) - 単一欧州議定書の策定開始
- 1991年(マーストリヒト) - 欧州連合条約署名
- 1993年(コペンハーゲン) - コペンハーゲン基準の確定
- 1997年(アムステルダム) - アムステルダム条約署名
- 1998年(ブリュッセル) - ユーロ移行国の選定
- 1999年(ケルン) - 欧州連合による軍事力の保持の宣言
- 2000年(リスボン) - **リスボン戦略**
- 2002年(コペンハーゲン) - 2004年5月の拡大の合意
- 2007年(リスボン) - リスボン条約署名

政策を提言し、理事会の方針に従って、政策を展開するのが、EU委員会(European Commission)で、約2万人のスタッフを抱える。33の総局(Directorate-Generals)といくつかのサービス機関からなる。ここで、戦略の具体策がEU委員会通知として展開され、必要に応じて議案として欧州会議に上程される。

総局は傘下に、農業、健康、産業技術、輸送、環境など、我が国の省庁に類する部門を網羅している。勿論、これらの部門は、一つの総局にだけ属するのではなく、専門家として、いろいろな関係部門に仕えるのであろうが、日本の縦割りとは、大きく相違する。

33の総局(Directorate-general)と Research and innovation(EU Commission)総局に配属されている Directorate の例を次ページに示す。

EU議会：省略

⁴ 駐日欧州連合代表部ホームページ

Directorate-Generals

Agriculture and Rural Development (AGRI)
Budget (BUDG)
Climate Action (CLIMA)
Communication (COMM)
Competition (COMP)
Development and Cooperation - EuropeAid (DEVCO)
Economic and Financial Affairs (ECFIN)
Education and Culture (EAC)
Employment, Social Affairs and Inclusion (EMPL)
Energy (ENER)
Enlargement (ELARG)
Enterprise and Industry (ENTR)
Environment (ENV)
Eurostat (ESTAT)
Foreign Policy Instruments Service (EEAS)
Health and Consumers (SANCO)
Home Affairs (HOME)
Humanitarian Aid and Civil Protection (ECHO)
Human Resources and Security (HR)
Informatics (DIGIT)
Information Society and Media (INFSO)
Internal Market and Services (MARKT)
Interpretation (SCIC)
Joint Research Centre (JRC)
Justice (JUST)
Maritime Affairs and Fisheries (MARE)
Mobility and Transport (MOVE)
Regional Policy (REGIO)
Research and Innovation (RTD)
Secretariat General (SG)
Taxation and Customs Union (TAXUD)
Trade (TRADE)
Translation (DGT)

33 総局

Directorates :

(Research and Innovation 総局の例)
Directorate A - Inter-institutional and legal matters - Framework programme
Directorate B - European Research Area: research programmes and capacity
Directorate C - European Research Area: Knowledge-based economy
Directorate D - International cooperation
Directorate E - Biotechnologies, Agriculture, Food
Directorate F - Health
Directorate G - Industrial technologies
Directorate H - Transport
Directorate I - Environment
Directorate J - Energy (EURATOM)
Directorate K - Energy
Directorate L - Science, economy and society
Directorate R - Resources
Directorate S - Implementation of the 'Ideas' programme
Directorate T - Implementation of activities to outsource

15名

2. EU 政策の展開の特徴

EU は国家ではなく、変化し成長しつつあるまったく新しい統治機構で、政治学的には多くの課題を内包しているようであるが、筆者には全くの埒外と言ってよく、深入りできないけれど、政策遂行の一つの手法として OMC(Open Method of Coordination)「開かれた政策協調手法」が知られている。2000 年リスボンサミット以降、EU の多くの政策領域において用いられている手法で、各国は法的に拘束されるのではなく、各国が合意した戦略とガイドラインを達成するために、各国が実情に合わせた政策を独自に実施する政策手法を言う。最終的にはその結果を評価し、成功例を特に取り上げ翌年に活かす、という一連のプロセスを単年度毎に行う。欧州委員会のトップダウンによる政策よりも、多くの政策領域において各国とも実施しやすく、成果も得やすいといわれている⁵。しかし、政策によっては、この手法では手ぬるい面のあるという指摘もある。

EU の実勢：加盟 27 国、人口約 5 億人、合計 GDP12.3 兆ユーロ(1300 兆円)

第 2 章 産業政策の展開

WaterborneTP の成立まで

2000 年に至りようやく体制を確立した European Union(EU)は、次の 10 年間の経済政策の戦略目標を欧州理事会において **Lisbon Strategy** として採択した⁶。アジアの躍進を眼前に、欧州の地位を回復するため「知識ベース経済下における競争力強化」を中心課題として打ち出している。表に掲げられる 2000 年のリスボン戦略は、EU が一体となって世界の経済競争に打ち勝ち、雇用と福祉を維持向上するという経済戦略を打ち出したもので、その重点項目は、右の 4 点である。

その後、リスボン戦略履行のため多くの政策が打ち出されているが、特に強調していることは、「世界で最も活力と競争力に満ちた知的経済」である。リスボン戦略の下敷きとなったのが“Towards a European Research Area(Jan. 2000, EU Commission)”で、「欧州研究領域」という概念を作り出し。一体となって産業基盤を強化する必要性を訴え、下記の点を強調した。

- 知識ベース経済への挑戦
- 欧州研究・革新領域の確立
- 効果的で統括的な金融
- 人材への投資

1. 欧州レベルでの一連の最適な物的・設備的資源
1. 公共機関や資源の一貫性のある利用
2. よりダイナミックな私的投資
3. 政策履行のための科学技術参照システム
4. より豊富で流動的な人材供給
5. 研究者や投資家にとって開放的で魅力的な力強いヨーロッパ
6. 価値観を共有する場

⁵ 「開かれた政策協調手法」の発展とその評価：総合政策学ワーキングペーパーシリーズ No.47(2004 年 7 月 伊藤裕一)

⁶ Lisbon European Council 23-24.03.2000: Conclusions of the Presidency

それを受けて各業界が呼応した中でも、造船産業に対しては制定された基本政策(2003)が **LeaderSHIP 2015**⁷であった。これは、欧州の造船産業を対象としたもので、2011年春の懇談会で紹介した。⁸

LeaderSHIP2015 の勧告の中の一つに、「統合と集中により技術プラットフォームを向上させる努力をつうじてヨーロッパ造船業の RDI の規模を強化すべきで、Maritime Industrial Forum(MIF)は、このための基礎になるべきである」という記述がある。

また、海洋政策(Maritime Policy)立案のための問題提起を目的とした **Green Paper** のその第 2 章 Retaining Europe's leadership in Sustainable Maritime Development の項では、海事産業の競争力の重要性と同時に海洋資源利用には海洋環境の維持が大切であること、知識や技術の最先端にいないといけないこと、変わりゆく状況下での革新(Innovation)が求められること、海事産業の技能と雇傭を発展させること、海事クラスターの有用性、規制の枠組み等について、見解を展開した。(Appendix IV参照)

さらにまた、**Report on European Technology Platforms and Joint Technology Initiatives : Fostering Public-Private R&D Partnership to Boost Europe's Industrial Competitiveness**⁹によって、民間主導の European Technology Platform(ETP : 関連業界を束ねるクラスターをさす)の育成の重要性と、民間の取り組みだけでは不十分な少数の課題は、Joint Technical Initiative(JTI)¹⁰として公的に関与する必要性を強調し、両者についてそのための基準を示した。すなわち；

ETP については、Stage1-3 の手順を踏むこととして

Stage 1 (立ち上げ段階) : 戦略的ビジョンを文書化する

Stage 2: (具体化段階) : 戦略的研究計画(SRA)の策定

Stage3 : (上記の履行) : EU 委員会のしかるべき支援をうけて SRA を実行する

JTI として取り上げるための条件；

1. トピックと戦略的重要性と明確な成果
2. 市場における失敗の存在
3. 社会的価値の増強につながるという具体的な証拠
4. 持続的で長期的な産業の関与
5. 現行制度の不適切性

を提案した。

⁷ LeaderSHIP 2015 : European Commission

⁸ 欧州造船事情 : 欧州造船事情 : 第 12 回海友フォーラム懇談会資料(城野)

⁹ Commission Staff Working Document Brussels 10.6.2005

¹⁰ 最初の 4 テーマ : 「革新的医薬品」、「組み込みコンピューティングシステム」、「航空機および航空輸送」、「ナノエレクトロニクス」(NEDO 海外レポート No.1018)

LeaderSHIP 2015 Progress Report¹¹は、LeaderSHIP2015 の章立てに従って 2007 年時点の状況を点検し、第 2 章 “R&D, Innovation Investment” で、LeaderSHIP の求める Technology Platform の設立が、Waterborne TP の設立によって始まった。その結果財政支援(FP6,7)も得やすくなるだろうし、EU 委員会は Clustering を follow-up していくだろうと述べられるまでに至った。

海事産業全体を一括した **Waterborne TP** が 2005 年 **VISION2020** を公表して以来、2007 年によく、前頁に挙げた三つのステージを達成し、公的に認められるようになったものと考えられる。Waterborne TP は、EU 委員会、EU 各国、海事産業界(約 30 業種；造船産業もこの中に含まれる)からなる大クラスターであり、CESA(欧州造船連合)が事務局となっている。設立には、括りを大きくすることにより、加盟各国の特徴を反映させながら欧州の一体化を図ることによって競争力強化しようとする EU 本部の意図が強く働いているように考えられる。今後は、これが海事産業開発の中心的機関になるだろう。

第3章 政策実施手法

リスボン戦略から始まる高い視点からの政策ビジョンは、産業政策として具体化されたが、これらの課題の実現は、財政資金を活用して助成金を支給する方法で達成される。Principle of Subsidiarity and Competitiveness(助成と競争の原則)にしたがって、毎年の EU が出す Call for Proposal に対する応募を Peer Review によりで受給者を決定する競争入札である。EU 内担当機関は、The Community Research and Development Information Service-(CORDIS), European Technology Platforms(ETPs)が協力する。先端技術開発(Ideas)部門は European Research Council(ERC)が担当し、承認は、EU 委員会、EU 議会である。EU 委員会の提案する政策や課題ごとに予算が割り振られているわけではない。競争入札で目的を達成する。

助成金のための財政資金は、主に **Framework Program for Research and Technological Development (FP)** ¹²が用いられる。

FP は、EU 条約で定められた財政措置で、1984 年開始で最近の予算額は以下のような。

- 第 5 次 (1998-2002) 約 150 億€
- 第 6 次 (2002-2006) 約 180 億€
- 第 7 次 (2007-2013) 約 500 億€
- 第 8 次 (2014-2120) 約 800 億€ (推定)

注：第 8 次については、Horizontal2020(後出)で見直し中。

FP 以外の下記資金も併用できるとしている。

Competitiveness and Innovation Framework Programme(CIP)

¹¹ Commission working document Brussels 4.25. 2007

¹² FP7 in Brief a pocket guide for newcomers

中小企業を対象に競争力強化；2007-13 360 億ユーロ

Structural Fund(SF)

地域間不均衡を解消し、地域間の結束強化を目的とする R&D、Innovation；2007-13 990 億ユーロ。

2007-13 で総予算 500 億ユーロ規模の FP7 は、5 分野に予算割り当てられる。

1. Cooperation(32,423 million euro)

加盟各国を超えて産業と研究の連携を強化し、欧州の主導力を強化する。

対象とする 9 部門：

- Health
- Food, agriculture, and biotechnology
- Information and communication technologies
- Nanosciences, nanotechnologies, material and new production technologies
- Energy
- Environment(including climate change)
- Transport(including aeronautics)
- Socio-economic sciences and humanities
- Security and space

2. Ideas(7,510 million euro)

世界観や生活観に根幹的变化をもたらすような新知識の探求的研究

3. People(4,750 million euro)

欧州研究者のキャリアー改善や Marie Curie Action(留学制度)など

4. Capacities(4,097 million euro)

研究設備、中層企業向け基盤整備など

5. Nuclear Research(1,752 million euro)

補助率：

- 1 Collaborative project; 国をまたぐ産・学コンソーシアム
- 2 Network of excellence; 研究機関間の連携
- 3 Coordination support action; プロジェクト計画、政策調整、ネットワーク化など
- 4 Individual projects; 研究者中心のグループ(ERC 担当)
- 5 Support for training and career development of Researchers ; 外国人留學生度など
- 6 Research for the benefit of specific groups—in particular SMEs; 中小企業や市民団体向け

上記カテゴリーで変化。平均的補助率 50%、NPO, 中小企業、研究機関などでは 75% もあり。コンソーシアム管理、ネットワーク化、訓練、協調、伝播などの活動や ERC の下での先端研究には、100% もありうる。これらの数値は、パンフレット上の数値であり、実態

はわからない。

上記からみられるように、具体的な開発の中身は表面に現れず、R&D 運営そのものが補助対象となっている項目の多いことが特徴的である。

Call for Proposal の例

Call Title	Status	Call Identifier	Publication Date	Deadline
Call N° 11 - FP7-INFRASTRUCTURES- 2013-1	Open	FP7-INFRASTRUCTURE S-2013-1	2012-07-1 0	2012-12 -05
Clean Sky JTI 2012-03	Open	SP1-JTI-CS-2012-03	2012-07-0 5	2012-10 -18
Energy Call - Integrated Research Programmes	Open	FP7-ENERGY-2013-IRP	2012-07-1 0	2013-01 -08
Energy Call - Part 1	Open	FP7-ENERGY-2013-1	2012-07-1 0	2012-11 -28
Energy Call part 2	Open	FP7-ENERGY-2013-2	2012-07-1 0	2013-01 -24
ENVIRONMENT 2013-WATER INNO&DEMO	Open	FP7-ENV-2013-WATER-I NNO-DEMO	2012-07-1 0	2013-04 -04
ENVIRONMENT ONE-STAGE	2013: Open	FP7-ENV-2013-one-stage	2012-07-1 0	2012-10 -16

終わり

第4章 産業政策の新展開

WaterborneTP の成立後の動き

1. Reflection group 報告

2010 年を target にした Lisbon Strategy であったが、最終年度を間近にして、その成果を検証し、次の政策に反映させるため、EU 理事会は特命の独立委員会(委員 12 名)か

らなる Reflection group を発足させた。同グループは 2008 年 12 月に作業を開始し 2010 年 5 月 8 日に理事会に対し **報告書 ; Project Europe 2030-Challenges and Opportunities**¹³ を提出した。EU が更に効果的に 2020-30 に向けての長期的挑戦課題を予測し立ち向かうための提言を発表した。格調高い報告書で、序文を Appendix I に訳出した(本文は省略、目次だけを示した)。序文であるので、結論だけがならんでいて、やや断定的な印象を与えるが、詳しくは、本文を参照されたい。Web から容易に download 出来る。目次の見出し語を訳出しておいたので、内容は想像できるだろう。

この報告書は勿論、経済危機から人口問題、エネルギー問題と気候変動、テロ対策、など政策全般にかかわるもので、リーマンショック後の金融不況下の経済事情を反映しているが、2011 秋のギリシャの国家債務問題に端を発した通貨不安は、まだ発生していない時期のものである。しかし、そのことは予見されていて、OMC に代わる EU を中心としたリーダーシップ確立の必要性を唱えている。

2. Europe 2020

上記の Project Europe 2030 に示された展望の中では、産業政策の部分は、**EUROPE 2020**¹⁴ という別の報告書が引き受けている。Lisbon Strategy に代わる産業振興政策目標の包括的な提示であるが、リスボン戦略よりは、もうすこしつつこんだものになっている。

支えあう 3 本の柱 :

- ① Smart growth 知識と革新に基づく経済の展開
- ② Sustainable growth 資源有効利用し、環境に調和し、競争力ある経済
- ③ Inclusive growth 社会や地域に結束をもたらす高い 雇傭の育成

目標 :

- ① 20-64 才人口の 75% が雇傭されていること
- ② EU の GDP の 3% は研究開発投資に当てること
- ③ 20/20/20 climate/energy target
(温暖化 gas20%減、再生可能エネルギーの全エネルギーに消費に対する割合 20%、エネルギー効率 20%向上)の達成
- ④ 早期退学者を 10%以下に抑え、若者の 40%は高等教育を受ける。貧困層の 2 千万人減

上記の考え方に基づく 7 つの重点施策(initiatives)は以下の通りである ;

- ① Innovation Union : 研究・改革を成長と雇傭を生み出す製品やサービスにつなげるための金融や諸条件の改良(to improve framework conditions, and access to finance)
- ② Youth on the move : 教育システムの効果向上、若者の労働市場参入促進

¹³ Project Europe 2030 Challenges and Opportunities(EU 理事会への Reflection group からの報告)

¹⁴ Europe 2020 – S strategy for smart, sustainable and inclusive growth(3.3.2010)

- ③ A digital agenda for Europe : 高速インターネットの展開を speed-up し、単一市場からの利益を得る
- ④ Resource efficient Europe : 資源利用と経済成長の切り離しを援助、低炭素経済への移行の支援、再生可能エネルギーの増加、交通分野の近代化、エネルギー効率向上
- ⑤ An industrial policy for the globalisation era : ビジネス環境、特に中小企業、の改善、強力で持続的な世界的に競争力のある産業基盤の展開支援
- ⑥ An agenda for new skills and jobs : 労働市場の近代化、需要供給に適合した技能習得に基づく労働力参加の増強
- ⑦ European platform against poverty : 社会的、地域的結束を確保して、成長と雇用の恩恵を幅広く行き渡らせ、貧困や差別層の人々が、威厳ある生活や社会参画出来る。

本文中それぞれについて解説が記述されている。

Executive Summary の抄訳と本文の見出しの部分のみを Appendix II に示す。

3. Innovation union 2020

Europe 2020 に上げられた 7 つの重点施策それぞれに、詳細な展開が続くわけであるが、上に掲げた重点施策①の **Innovation Union 2020** を紹介する¹⁵。Innovation 促進のための具体策を書いたもので、次第に的が絞られてくる。本文中には、Innovation Union が果たすべき 34 項目の役割(Innovation Union commitment)が記されている。これらは加盟各国 and/or EU がなすべき作業項目である。具体的意味や背景は分からないけれど、包括的な項目が大変細かく展開されていることが分かる。国情の違う加盟各国をとりまとめて、行動につなげるには、ここまで書き込まねばならないのだろう。

要点のみ列挙する：

- ① 2010 までに” enough researchers to meet their national R&D targets and to promote attractive employment conditions を訓練する”
- ② 2011 には、”an independent multi-dimensional international ranking system to benchmark university performance を支持する”
Knowledge Alliance の創造、New curricula addressing innovation skills gap の展開
- ③ e-skills for innovation and competitiveness の促進
- ④ a European research area framework and supporting measures to remove obstacles to mobility and cross-border cooperation の提案
- ⑤ priority European research infrastructures の建設
- ⑥ Future EU research and innovation programmes は Europe 2020 objectives and particularly the innovation union に焦点を当てる

¹⁵ Europe 2020 Flagship initiative – Innovation Union : 欧州委員会
October 6th 2010

Future programmes to focus more on societal challenges, streamline funding instruments and radically simplify access through a better balance between a control-based and a trust based system

- ⑦ Future EU research and innovation programmes の設計
- ⑧ Science base for policy making の強化
European Forum on Forward Looking Activities の創設
- ⑨ 2011 までに EIT(European Institute of Innovation and technology) should set out a Strategic Innovation Agenda to expand its activities
- ⑩ 2014 までに financial instruments to attract a major increase in private finance を導入
- ⑪ 2012 までに Venture capital funds established in any member State can function and invest freely in the EU (if necessary by adopting a new legislative regime).
- ⑫ Cross-boarder matching of innovative firms with suitable investors の強化。
Leading figure to lead the process の任命。
Particular financing problems faced by small, innovative companies へ注力
- ⑬ A mid-term review of the State aid research and development and innovation framework を行う
- ⑭ EU パテント、紛争裁定に必要な対策をとる
- ⑮ A screening of the regulatory framework in key areas, starting with those linked to eco-innovation and to the European Innovation Partnerships を引き受ける
- ⑯ Speed up and modernise standard-setting to enable interoperability and foster innovation in fast-moving global markets.
- ⑰ Set aside dedicated budgets for pre-commercial procurements and public procurements of innovate products and services
- ⑱ Eco-innovation action plan の提案
- ⑲ European Design Leadership Board の設立
European Creative Industries Alliance の設立
- ⑳ Open access to publications for the general principle for projects funded by the EU research framework Programmes の促進
- ㉑ Effective collaborative research and knowledge transfer を容易にする

- ㉒ Development a European knowledge market for patents and licensing の提案
- ㉓ The role of Competition Policy in safeguarding against the use of intellectual property rights for anti-competitive purposes
- ㉔ 現存する Structural Funds for research & innovation projects, helping people to acquire the necessary skills, improving the performance of national systems and implementing smart specialization strategies and trans-national projects

を改善する

- ⑫ Preparation of post 2013 Structural Fund programmes with an increased focus on innovation の開始
- ⑬ European Social Innovation pilot の開設
Social innovation should become a mainstream focus in the next generation of European Social Fund programmes
- ⑭ Research programme on public sector and social innovation を支持
European Public Sector Innovation Scoreboard の喫緊の導入
- ⑮ Consult the social partners to examine how the knowledge economy can be spread to all occupational levels and all sectors
以下⑯まで省略

なお、以上に引き続き、「自己評価ツール」と10項目がついている。加盟各国は、これらの項目毎に自己評価して、EUに提出しなければならないのだろう。それがEU評議会、EU委員会で評価されて、次年度計画に反映しなければならないというシステムが、OMC（Open method of coordination）と呼ばれている手法である。

Executive Summary と目次を Appendix III に示す。

3. Horizontal 2020

2013以降を見据えた Framework Programme の見直し

改正の目玉：

- 3本建ての補助金制度の一本化（R&Innovationの部分）
- 新参者の加入を容易にする（欧州域外の優秀な研究者取り込み）
- 研究から市場への一貫性のある補助
- Innovationなど市場に近い活動に重点を置く
- 重点分野：
Excellence of science
Industrial leadership
Social challenge（健康、人口変化、海洋調査、環境など）

第5章 後記

EUの産業政策立案の過程を見てきたが、その特徴は；

- 大局的観点から政策ビジョンを明示し、課題を具体的に breakdown
- 毎年の Call for Proposal に対する応募を通じて課題を達成する
- Principle of Subsidiarity and Competiveness
公民のアイデア競争を活力として利用
- Peer Review 審査で透明性を確保

- Directorate-General の所掌の幅が広い
- EU の部局の所掌は広範である。日本の省庁に相当する担当を傘下に置き、大所高所からのビジョンの作成と政策実行の自由度が大きい。

政策を実現するのは、民間部門である。彼らを納得させ、参画させるには、何のために、何をどのように行うか、説得力のある政策が必要になる。そうでなければ、財政資金を利用して政策実現策を公募しても、期待したような応募がないであろう。そうなれば、EU 官僚の存在意義が疑われる。研究所などのサービス産業は、応募が採用されれば、それ自体が仕事になるから、競争原理が働くであろうが、中小企業を含めた民間企業が毎年の proposal にどれほどのメリットを見出して応募するのか、この調査だけでは不鮮明であるけれども、WaterborneTP のような大クラスターを作り上げたことなどは、公的誘導策があったにせよ民間部門の自主性が読み取れる。xxxx2020 といったタイトルの政策立案書が乱立し、2014 から始まる次の財政枠組み(FP8)では、さまざまな改革が持ち込まれるであろう。まさに走りながら考える感があるので、WaterborneTP の運営も新しい場で行われることになるであろうが、産業部門主導のクラスターで産業の底上げを図ろうとする機運は、変わることはないと思われるので、今後の成果が注目される。

所感：

- 現今のユーロ危機にもかかわらず、基本から考える EU の手法（企画力・構想力）には学ぶべきものがある。
- 企業側にも、大クラスターを作り上げる主体性、自主性、さらにはクラスターをまとめる構想力が存在する。
- 明治以降の日本の中央集権的官僚主義は、国民に官僚依存心を植え付け、官僚は縦割り行政の隘路から抜け出せないでいる。
- 総論を欠き、「失われた 30 年」から抜け出せそうにない日本は、EU から学ぶべき点が多い。

おわり

APPENDIXES

Appendix I	Project Europe 2030
Appendix II	Europe 2020
Appendix III	Europe 2020 Flagship Initiative – Innovation Union
Appendix IV	Green paper on a future Maritime Policy for EU

Appendix I

PROJECT EUROPE 2030 –Challenges and Opportunities–

A report to the European Council by the reflection Group on the Future of the EU 2030

序文(文中の太字は原文でも太字である)

EU 理事会議長ならびに理事各位

2007年12月14日、ブラッセルにおける欧州理事会において要求された報告書、すなわち 2030 に EU が直面するであろう課題とそれらへの対応策に関する報告書を答申いたします。

本報告書は、さまざまな優先的関心を持った個人からなるグループの作業を反映した報告であります。長きにわたる論争と討議の成果であり、同意と妥協から成り立っています。全委員が全ての項目に同意したものではありませんが、全委員は、その大綱には同意しております。

我々の時代の特性である不確実性のため、与えられた課題は大変難しいものでした。我々の分析は認識容易な長期的傾向に頼らざるを得ませんでした。

我々の得た結論は、EU および市民にとって安心を与えるものではありません。地球規模の経済危機、国家による銀行の救済、経済の競争力と私たちの社会モデルの持続性を脅かす高齢化、費用ならびに賃金の下方圧力、気候変動およびエネルギー依存性増加に対する挑戦、生産と貯蓄の世界分布の東方への移動、それに加えて、テロ、組織犯罪、大量破壊兵器の浸透などが私たちにのしかかっています。

この変わりゆく世界で EU は繁栄を維持し増強することが出来るでしょうか？ヨーロッパの価値観と利益を促進し守って行くことが出来るでしょうか？

我々の結論は、イエスです。EU は変わりゆく世界を単に受身的に眺めるだけでなく、世界に働きかけ、方向付けることが出来ます。ただし、私たちが力を合わせて始めて可能なものです。立ち足かかる難問は、ヨーロッパのどこかの一国だけで対処するにはあまりにも過大であります。域外への展開に影響力を持つためには、翻って、我々が EU 内での確固たる成長と結束力を確保しうかどうかにかかっています。これが、徹底的な考察と多くの専門家、専門機関からの聴取の結果達し得た当グループの結論であります。

「ヨーロッパは今や歴史の転換点にある」が、メンバー全員の基本認識であります。時代の要請によって決まってくる共通の目的意識をもって、立ち足かかる難問に政治家、市民、雇用者、被雇用者の全てが力を合わせて立ち向かってはじめて克服されるものであります。

当グループ設立以来、リスボン条約拒否や世界不況の引き金になった最近の金融危機のような構造的危機を含むいくつもの重要な展開に遭遇してきました。

リスボン条約が引き続き批准されたおかげで、ようやく我々の将来に影響のある主要課題を阻害してきた「長い内向きの時代の終焉」を手に入れました。

不幸なことに、金融関連する機関の機能不全、監視不全の結果生じた金融危機は今なお続いておりま

す。EU 域内の状況、ひいては我々自身の反省は、危機による社会的、経済的、政治的な派生効果に大きく影響を受けてきました。この危機的な分岐点において EU は、断固として共に保護主義的誘惑を避ける行動をとる必要があります。

大西洋の対岸を震源とするこの危機は、世界のどの地域よりも深刻な影響を受け、指摘されながら無視されてきたヨーロッパ経済の構造上の弱さを表面化しました。

従って、この危機は、欧州に変わりゆく世界秩序への対応を迫る目覚し時計です。どのような変革にも通ずるのですが、**新しい秩序には、新しい勝者と敗者を伴います。**ヨーロッパが敗者の仲間入りすることを望まないならば、外に目を開き、次の 20 年間にわたる野心的な長期にわたる改革計画に乗り出す必要があります。

EU の指導者は、現行の危機対策を継続するだけでなく、それを EU が必要とする中長期的改革に結びつけて行かなければなりません。私たちは、単一市場であるが故に、また私たちの独立を意味する共通通貨および安定と成長条約を持つが故に、連合と呼ぶのであります。ヨーロッパ人は、一致して危機に取り組まねばなりません。さもなくば、我々の個々の施策は失敗におわってしまうでしょう。

危機から完全に抜け出すためには、経済が自力で機能するようになるまで、刺激策を継続しなければなりません。支出削減が早すぎると回復は後戻りするでしょう。**我々の最終目標は、雇傭と成長の創出にあります。**従って、高くつく救済策、社会的支出の増加、歳入減などのため財政が苦しい加盟国は、経済回復の条件を整えるためには、EU 本部や他の加盟国に頼らざるを得ないでしょう。

さまざまな経済統治のもとでの貨幣連合と単一市場が共存していることが原因となっている不均衡な衝撃を避ける必要があるとするならば、**EU 経済の統合強化は緊急かつ必須であります。**危機の源は、Euro and Stability and Growth Pact¹⁶とはほとんど関係はなく、そのメカニズムが危機に際して経済統合を確保するには十分でなかったということであります。国際収支と支払いの均衡を反映させた上で競争力の損失を検証、修正することによって、EU は加盟国間に存在する不均衡に対する解決策を見いだす必要があります。これらの課題は、連合の収斂基準(convergence criteria¹⁷)に含まれるべきで、将来の不測の危機に備えて通貨の安定を確保するための仕組みが必要であります。

¹⁶ The **Stability and Growth Pact (SGP)** is an agreement, among the 27 [Member states of the European Union](#), to facilitate and maintain the stability of the [Economic and Monetary Union](#). The pact was adopted in 1997^[3] so that fiscal discipline would be maintained and enforced in the EMU. Member states adopting the euro have to meet the Maastricht [convergence criteria](#), and the SGP ensures that they continue to observe them.

The actual criteria that member states must respect are:

- an annual budget deficit no higher than 3% of GDP (this includes the sum of all public budgets, including municipalities, regions, etc.)
- a national debt lower than 60% of GDP or approaching that value.

¹⁷ Convergence criteria: Inflation rates, Government finance, Exchange rate, Long-term interest rates

危機の再発を避けるためには、**EUの金融機関の機能と監査に対する改革を急がなければなりません**。今日、これら金融機関は、貸し出し量を減らすばかりで、危機の原因となる慣行はほとんど変わっていません。この改革はG20の場で調整されるのが望ましくでしょう。しかしそれが出来るまでEUは、独自の規制と監督と鑑査のメカニズムを造らねばなりません。EU市民は、これまで他で見てきたような規模の救済策には耐えることは出来ません。

社会的結束の維持と気候変動への戦いのためには、2030を見通して、ヨーロッパ人は高い競争力と持続可能な社会市場経済を必要とするでしょう。

このことは、明確な優先順位と Open Method Of Coordination¹⁸(OMC：開かれた政策協調手法)よりも効果的な実施機構をもってする野心的な改革プログラムを必要とするであります。この文脈から、欧州委員会の新しい **Europe 2020 戦略**¹⁹は、この大きな努力の主要部分をなすだろうと考えています。

従ってEUは、Lisbon Agenda 以来手が着いていない構造改革を遅滞なく履行しなければならなりません。このことは、新しい戦略を実施するためのより効果的な機構を必要とします。その機構は、EU理事會そのたEU機関で決定した目的が果たされるような更に有効な施策のシステムものでなければなりません。

グローバル経済において成功するために、人的資本は、キーとなる戦略的手段であります。

しかしながら、知識経済競争においてかなりの地盤を失ってしまいました。キャッチアップするためには協調が必要です。加盟各国は、プライベートセクターの助力もえて、同意した資源をR&D投資に活用し、職業訓練を含む教育のあらゆる面を改革しなければなりません。EU本部もヨーロッパ投資銀行(European Investment Bank)やヨーロッパ投資基金(European Investment Fund)を上手く使って、自身の改正した財政手段で動かねばならなりません。最後に我々は、新しい歳入源として、たとえば炭素税のようなものの導入の可能性について考えなければなりません。

EUは、対外、対内の次元に共通するエネルギー政策を履行する必要があります。そうすれば、Euro 2020が唱導するような種類の大きなエネルギー効率向上と節約、輸入先の多面化を達成することが出来るでしょう。欧州人は、ヨーロッパにおける安全な原子エネルギーの必要性について真剣な議論に乗り出さなければならぬし、代替エネルギーの展開のための恒久的なシステムを描ききらねばなりません。

EUは気候変動に対する戦いにおいても指導的であらねばなりません。しかしながら発展途上国の道理に対しても適切かつ有効であるためにはコペンハーゲンの失敗²⁰をくり返してはなりません。我々の関

¹⁸ The 'open method of coordination' (OMC) is a form of EU [soft law](#), a process of policymaking which does not lead to binding EU legislative measures nor require Member States to change their law. The open method of coordination (OMC) aims to spread best practices and achieve greater convergence towards the main EU goals. Historically, the OMC can be seen as a reaction to the EU's economic integration in the 1990s. This process reduced the Member States' options in the field of employment policy. However, they were also reluctant to delegate more powers to the European institutions and thus designed the OMC as an alternative to the existing EU modes of governance.

¹⁹ Appendix II 参照

²⁰ 結果的に、会議はほぼ破綻という形で幕を閉じました。会議終盤、アメリカや中国を含めた、先進国ほか 20 あまりの国々が、話し合いと譲歩を重ね、ようやく先進国の削減目標と、途上国の自主的な削減目標を含んだ宣言文書「コペンハーゲン協定」をまとめましたが、その進め方について、文書の取りまとめに参加していなかった、

心をより成就させるような真に共通した交渉戦略が必要です。

ヨーロッパ人は、人口問題にも挑戦しなければなりません。もし緊急策をとらなければ、我々のような高齢化社会は、年金や健保などの福祉システムを持続することが不可能になるような圧力下にさらすとともに、経済競争力の足もとを崩すことにもなります。主要な対応策としては、女性労働力割合の増加、より良きワークライフ・バランスの促進、退職は権利であって義務ではないとする退職への考え方の変革、人口や労働力に適した積極的移民行政の展開などがあります。

EUは経済ナショナリズムへの誘惑を排し、サービスやデジタル社会その他を含む単一市場を強化しなければなりません。5億人のユーザーと消費者からなる市場は、成長と雇傭創造の推進力となるでしょう。単一市場の強化と完成のためには税の調整を伴います。

ヨーロッパは、労働市場を改革し企業統治の慣行を近代化しなければなりません。もし我々が技術革命の潜在力を充分認識しているのであれば、労働市場構造を大きく変革しなければならないのです。加盟国の中にはすでに flexicurity²¹モデルを使って既に改革に成功を収めている国もあるので、我々は、その経験を事情の異なる各国の条件に合わせて適用するよう学ばねばなりません。我々は、労働者の雇用可能性と不安定な経済下にある企業の柔軟性を増強しなければなりません。労働生産性の向上は最優先であると同時に、生産で得た利益は収入に直結していなければなりません。

これらの課題への対応は、条約の変更を求めるものではありません。それどころか、我々は、与えられた委任に従って、本報告では、さまざまな権限のレベル、またはどのレベルで行動が執られるべきかについて厳格に識別してきました。**我々は、誰が行動を執るべきかについて関心を持つものではありません。執るべき正しい道筋と遅滞なきことに関心を持つものです。**このことはまた、現状の財政レベルと優先課題の評価が緊急を要することを意味しています。その中には、EU レベルで合意した優先課題遂行のために EU や加盟国から割り当てられた資金を含みます。野心的な目的であっても、限られた資源と弱い執行機関で実施されているとき、それは落胆の処方箋というべきものになってしまいます。

EU が目的を達成しようというならば、**欧州理事会や欧州グループは、**欧州委員会や欧州議会と協力してリーダーシップを強化する必要があります。

これらの改革に乗り出すに当たって、我々は、リスボン条約にある新しい道具を最大限利用しなければならないでしょう；すなわち、連合への市民参加の拡大、国内、国外の有効な安全政策、隣国との強固な関係、我々の利益を外国に表明する能力などです。

EU のプロジェクトは、市民プロジェクトでもなければなりません。調査によれば、市民は、指導者が考えているよりは、**連合と加盟国がより今日的かつグローバルなプレーヤーであること、共通利益をも**

他の多くの国々が反発。「協定」は事実上、意味をなさなくなってしまったのです。そして無論、今回の会議の最も重要な課題だった、「法的な拘束力を持った削減目標を定めた新たな議定書」の採択も、先送りされていました。

²¹ Flexibility と security を結びつけた造語で 1990 年代から使われ始めたとある。柔軟性(解雇規制の緩和)と所得・雇傭の保証は、対立的でなく相互に促進的であるというのが flexicurity の主張である。デンマークの例が成功例として取り上げられ、2000 年代に入って EU の基本政策となっている。その 4 原則；

- ① 柔軟で信頼できる雇用契約
 - ② 労働者の雇用可能性(employability)を高める包括的生涯学習戦略
 - ③ 失業から新しい職への移動を促進する積極的労働市場政策(技能訓練プログラムへの参加)
- 参考資料：「フレキシキュリティ論争とデンマーク・モデル」関西大学の若森先生(全 19pages)

とめて声を一つにすることに関心を持ち、自信を持っています。

我々市民は、**組織犯罪とテロに対する戦い**に協力することを求めています。なぜならば、国境通過の自由なこの地域において、このような難問に対応するには、それしかないことを知っているからです。

我々の享有する福祉、発展、安全などは、**隣国**のそれらと関連があるので、私たちの共通利益を追究するためには、隣国と共に協力してあたらなければならないということを、我々市民は知っています。

嘗てのように加盟各国が体面を競い不統一を曝すのではなく、我々に**共通の利益を守るために共に行動**することが出来れば、我々の外交政策は、強力で有効なものとなるであろうことを我々市民は知っています。

我々市民は、EUは市民の利益に尽力し、結果として、EU圏内どこに移動しても、社会的、市民的、家族や雇傭の権利を失わないことを期待しています。**社会的権利を持ち運ぶことが保証されてこそ**、連合は市民にとって意義あるものになるのです。

これら全ての事柄は、**ヨーロッパの諸機関、経済的・社会的関係者の間に**、また國、地域、地方といった異なる権限間に新しい協定を要求しています。なかんずく、**現在の状況は強力なリーダーシップを必要としています**。市民との間で正直で実り多き対話を維持出来る雅量の大きさとパートナーシップを統括できるようなリーダーです。連合が社会・経済危機に耐えられるかどうかというためだけでなく、より強力なヨーロッパを将来再浮上させるために必要な構造改革を引き受けるためにも、市民の支持を得るかどうかは致命的であります。

EUは共通市場というだけのものではありません。それは、**価値観の連合**でもあります。ヨーロッパ市民の支持があつてこそ、EUは大きなグローバルな難問に対面する努力をリードすることが出来ます。自らが招いたわけではない危機に直面して、もし、指導者が立ちはだかる課題の大きさについて市民に対し正直であり、第2次大戦後の繁栄に対して払った努力にも相当する努力をなすために選ばれたのであれば、我々市民はヨーロッパの試みに対する信念を新たにすのでありましよう。

(序文は終わり)

目次タイトルと見出し

1. The EU has a choice
 - ①世界の劇的な変容を直視する
 - ②EUの選択は明確：改革か衰退か
 - ③なぜEUなのか
2. Renewing Europe's economic and social model
 - ①成長と雇傭に対する要請
 - ②新しい政策目標を通じてヨーロッパ社会の野心を実現すること
 - ③互惠環境の創造：単一市場に対する取り組み
 - ④経済統治の向上：安定と収斂に関心をもって
 - ⑤持続可能な環境への挑戦
 - ⑥リスボン戦略の落とし穴を回避
3. Growth through knowledge; Empowering the individual
 - ①卓越性と今日性に対する要請：教育と技能の向上
 - ②欧州研究領域に向けて：R&D費用出資の増加

- ③変革と創造を解き放つための規制の仕組み
- 4. **The challenge of demography; Aging, Migration and Integration**
 - ①欧州の人口構成は固定化しつつある
 - ②労働市場参画の拡大：必須要件
 - ③移民政策：積極策に向けて
 - ④移動する人々：管理と責任の実効
- 5. **Energy security and climate change; A new industrial revolution**
 - ①新しい産業革命の社会的、営利的恩恵
 - ②手の届くところから始めよう：エネルギー効率革命
 - ③さらなる持続可能な発電への要請
 - ④EUのエネルギー外部依存性の低減
 - ⑤気候変動への戦いをリードする
- 6. **Internal and external security; the eternal challenge**
 - ①ヨーロッパの安全モデルに向けて
 - ②協力する文化の建設：安全は国境を越えた公共善
 - ③対外安全：構造的限界を超えて
 - ④集団防衛に対するヨーロッパのビジョン
- 7. **Europe in the world; Becoming an assertive player**
 - ①変わりゆく世界秩序の中でヨーロッパの利益を守る
 - ②EUの工具箱を充実させる
 - ③大陸のハブとしてのEU：魅力の最大化
 - ④戦略を行動へ
- 8. **EU and its citizens**
 - ①力強い統治の実行：分担と説明と提供
 - ②リスボンの新しい道具の利用：実行ある政治的市民権
 - ③当事者意識と自己確認意識の育成：ボトムアップ
- 9. **Building on the EU's strength**
 - ①ヨーロッパの未来に対する共通の手順とビジョン
 - ②我々市民の利益のために
- 10. **Acknowledgements**

以上

Appendix II

EUROPE 2020

A strategy for smart, sustainable and inclusive growth

(Executive summary 抄訳と本文目次)

3本の柱 :

- ① Smart growth 知識と革新に基づく経済の展開
- ② Sustainable growth 資源有効利用し、環境に調和し、競争力ある経済の促進
- ③ Inclusive growth 社会や地域に結束をもたらす高い雇用の育成

目標

- ① 20-64 才人口の 75%は雇われていること
- ② EU の GDP の 3%は研究開発投資に当てること
- ③ 20/20/20 climate/energy target
(温暖化 gas20%減、再生可能エネルギーの全エネルギーに消費に対する割合 20%、エネルギー効率 20%向上)の達成
- ④ 早期退学者を 10%以下に抑え、若者の 40%は高等教育を受ける。
- ④ 貧困層の 2 千万人減

主要推進課題(Flagship Initiatives)

- ① Innovation Union : 研究・改革を成長と雇を生み出す製品やサービスにつなげるための金融や諸条件の改良(to improve framework conditions, and access to finance)
- ② Youth on the move : 教育システムの効果向上、若者の労働市場参入促進
- ③ A digital agenda for Europe : 高速インターネットの展開を speed-up し、単一市場からの利益を得る
- ④ Resource efficient Europe : 資源利用と経済成長の切り離しを援助、低炭素経済への移行の支援、再生可能エネルギーの増加、交通分野の近代化、エネルギー効率向上
- ⑤ An industrial policy for the globalisation era : ビジネス環境、特に中小企業、の改善、強力で持続的な世界的に競争力のある産業基盤の展開支援
- ⑥ An agenda for new skills and jobs : 労働市場の近代化、需要供給に適合した技能習得に基づく労働力参加の増強
- ⑦ European platform against poverty : 社会的、地域的結束を確保して、成長と雇の恩恵を幅広く行き渡らせ、貧困や差別層の人々が、威厳ある生活や社会参画出来る。

これら 7 項目の重要推進課題は EU 及び加盟各国の両者にかかわる。EU レベルの諸機能、特に単一市場、資金提供、外交政策手段などを十分に活かして、ボトルネックを解きほぐし Europe 2020 のゴールを目指さなければならない。EU 委員会の描く直近の優先課題は、信頼できる出口戦略を定めること、金融システムの改革を追究すること、長期的成長を目指して財政を固めること、そして域内の経済・金融の協調を強化することである。

結果を出すためには強力な経済統治を必要とする。Europe2020 は、2 方向の政策実行にかかっ

ている。すなわち上に述べた政策項目の追究と、加盟各国がそれに従って実施した結果の報告である。国特有の勧告を加盟各国に出す。適正な対応のない場合には、政策的警告は出される。

EU 理事会は、新戦略の保持者であり中心である。EU 委員会は、進捗状況をモニターし、必要に応じて舵取りと推進を行う。EU 議会は、市民を動かし市民を動かす共同立法者である。EU の各委員会、各国議会、地域社会とは共同してビジョンを達成しなければならない。

(Executive summary 終わり)

(以下は、本文見出しのみ)

1. A moment of transformation

- ① 危機は近年の進展をぬぐい去ってしまった
- ② ヨーロッパに構造的弱点が露呈した
- ③ Global な挑戦が激化する。
- ④ ヨーロッパは凋落を避けるため行動しなければならない
- ⑤ ヨーロッパは成功できる

2. Smart, sustainable and inclusive growth

- ① 2020 ヨーロッパはどこにいたいのか
- ② 賢明なる成長—知識と革新に基づく経済
- ③ 持続的成長—資源有効利用し、環境に親和的で、競争力ある経済
- ④ 包括的な成長—経済的、社会的、地域的結束をもたらす高雇備経済

3. Missing Links and bottlenecks

- ① 21 世紀の単一市場
- ② 成長への投資；結束政策、EU 予算と民間金融の動員
- ③ 外交政策機関の展開

4. Exit from the crises :First steps towards 2020

- ① 信頼ある出口戦略とは
- ② 金融システムの改革
- ③ 長期の成長のための賢明なる財政強化の追究
- ④ 経済、貨幣統合の中での協調

5. Delivering results : Strong governance

- ① Europe 2020 で提案された構造
- ② 誰が何をするのか

6. Decisions for the European Council

(以上、詳細は本文を参照)

Appendix III

Europe 2020 Flagship Initiative – Innovation Union

(Executive summary 抄訳と本文目次)

Executive Summary

財政の緊縮、大きな人口構造の変化、グローバル競争の激化の時代にあつて、ヨーロッパの競争力、危機によって失われた雇用の喪失に取って代わる数百万の新しい雇用の創造、さらには未来の生活水準は、製造、サービス、ビジネス、社会過程(文化および社会組織が変化し維持される過程)や社会モデルにおける改革を成し遂げる能力にかかっている。これが、Europe 2020 戦略の核心に innovation が置かれた理由である。日に日に緊急性をます気候変動、資源枯渇、高齢化等の主要な社会的挑戦課題にうまく取り組むには、innovation が最良の手法である。

ヨーロッパの潜在能力には不足はない。我々は世界的な研究者、企業家、企業、さらには価値観、伝統、創造性、多様性等において特有の力を持っている。我々は、世界最大の域内市場を創造する偉大な一歩を踏み出した。ヨーロッパの企業や市民社会は、積極的に世界中に経済活動を展開し出現させてきた。多くの社会を変えるような多くの改革はヨーロッパに起源を求めることが出来る。しかし、もっとよき改革をなさねばならないし、また出来る。急速に変化する世界経済の渦中で、我々は力をつけ、断固として我々の弱点に立ち向かわねばならない。

— 我々の知識基盤への投資不足。

アメリカや日本のような他国は、投資で越え、中国は急速に追いついている。

— 金融の悪さや高くつく知的所有権から始まって標準化の遅れや非効率な公的調達。

企業が世界中のいたる所で投資や研究を行うことが出来るとき、これらは深刻なハンディである。

— 過度の細分化と 2 重手続きの負担。

我々は、我々の資源を有効に使い、限界量(効果的に望ましい結果を得るための十分な量)を達成しなければならぬ。

多分、EU および加盟各国にとって最大の挑戦的課題は、Innovation への一層の戦略的姿勢をとることにある。Innovation が包括的な重要政策であり、中長期的視野でとらえられており、全ての政策機関や手法そして資金が innovation に資するように設計されていて、EU と各国/地域とが緊密に調整・連携し、そして更に大切なことは、最高の政策レベルで戦略が設定され、定期的に進捗状況が把握され、遅滞に挑む、そうした姿勢である。

Innovation Union は、我々の力を新しい生産的なやり方で利用し、てこ入れする大胆で統合的かつ戦略的なアプローチを展開する。そうすることによって、我々の生活水準や高齢化社会の社会モデルを支える経済的基盤を維持する。これまで通りのやり方(business-as-usual)は、競争優位を失い、着実な凋落を受けるに等しい。

具体的には、Innovation Union 達成に次のようなことが必要である。

1. 財政逼迫の時代とはいえ、EU と加盟各国は、教育、R&D、innovation、情報通信技術に継続的に投資しなければならない。投資は、予算削減から守られ、増強されるべきである。

2. このことは、投入金額の価値を高め、細分化に歯止めをかけるような改革と共に進められなければならない。
3. 我々の教育システムは、あらゆる段階において近代化されねばならない。卓越性が教育の指導原理にならなければならない。我々には、世界的な大学が必要であり、技能水準を向上し、海外の最高の才能を惹きつけなければならない。
4. 研究者や改革者は、国家内のみならず、EU全体をとおして仕事をし協力することが出来なければならない。完全に自由な知識の移動が可能なヨーロッパ研究地域は4年以内に完成させなければならない。
5. EUプログラムの利用は、ヨーロッパ投資銀行の援助野本に、簡略化されタカたちで、民間部門への波及効果を高めなければならない。ヨーロッパ調査委員会(European Research Council)は強化されなければならない。急速に成長しつつある中小企業を育成する framework programme の寄与を高めなければならない。ヨーロッパ地域開発基金(European Regional Development Fund)は、賢明なる地域特化計画に基づいて、ヨーロッパ全体にわたる研究開発の能力形成に充分活用されねばならない。
6. 我々は、研究からおおくの innovation を導き出す必要がある。世界の科学間の協力、世界のビジネス間の協力を増進せねばならず、障害を除去し、やる気を醸成しなければならない。
7. 「アイデアを市場へ」持ち込む際の、企業家にとっての障害の残滓は除去されねばならない。すなわち;特に中小企業に対する金融の容易さ、てごろな知的財産権費用、賢明かつ野心的な規制や目標、共同利用できる標準の早急な設定、巨大な購入予算の戦略的活用などである。喫緊の段階として EU パテントに関する協定は、年内に合意されなければならない。
8. 高齢化社会を最初として、重要な社会的課題に取り組み、技能と資源を蓄え、ヨーロッパ産業の競争力を支える研究、開発、innovation の市場展開を加速するため「欧州改革連携(European Innovation Partnerships)」を立ち上げなければならない。
9. 設計や創造力における我々の力を有効利用されなければならない。我々は、社会的改革(social innovation)を援護しなければならない。我々は、公共部門の innovation を展開しなければならないし、成功例を特定し目に見えるようにしなければならないと同時に、進行状況を基準に従って評価しなければならない。
10. 我々は、国際的なパートナーとうまく作業する必要がある。すなわち、同じように外国にも要求した上で、我々の R&D 計画へのアクセスを解放する。このことは、我々の利益を守るために必要な EU 共同戦線の採択を意味する。

これが、Innovation Union の全てである。その恩恵は大きい。最近の推定によれば、2020 までに GDP の 3%の開発費使用目標を達成できれば、370 万の雇傭を増やし、2025 までには、毎年 8,000 億ユーロに近い GDP の増加する。その実現には、EU 理事会、EU 議会、加盟各国政府、ビジネス界、公的当局、研究者、大衆の全面的かつ持続的の支持が求められる。

Innovation Union によって我々は、ビジョン、検討課題、作業の明確な分担、堅固な監視手順を持っている。EU 委員会は、Innovation Union を実現するため必要なことは推進して行く。

目次タイトルと見出し

1. Introduction

不都合な制度に取り組む

努力の分散化を避ける

Europe 2020 に示された大きな社会的課題に対処する innovation に焦点を当てる

広い意味での innovation を追究する

Innovation サイクルに全ての役者、全ての地域を巻き込む

2. Strengthening the knowledge base and reducing fragmentation

2.1 教育や技能の展開における卓越性の促進

2.2 ヨーロッパ研究領域の提供

2.3 EU 資金供給機関は Innovation Union の重点項目に焦点を置く

2.4 ヨーロッパにおける innovation 統治モデルとして European Institute of Innovation and Technology(EIT)を促進する

3. Getting good ideas to market

革新的会社にたいする金融アクセスを向上する

単一 innovation 市場の創造

ヨーロッパの創造的潜在力にたいする資本投下と透明性を促進

4. Maximising social and territorial cohesion

Innovation の恩恵を EU 全域に拡げる

社会的恩恵の増進

5. Pooling forces to achieve breakthroughs: European Innovation Partnerships

6. Leveraging our policies externally

7. Making it happens

研究、innovation システムの改良

進展の度合の計測

Innovation Union を実現するため全員が注力

Appendix IV

Green paper on a future Maritime Policy for EU²²

副題に、「明らかに水の球といえるとき地球と呼ぶのは如何にも不適當」とあるように、これまで海洋は、陸上の延長として管轄されてきて、決して「海洋」として独自かつ包括的な統治対象として認識されて来なかったきらいがある。ところが近年、海洋は、海底資源、漁業、観光などの主要産業のもたらす富の源泉を持続可能な物として利用するためには、いわゆる環境問題を含め総合的な管理の必要性が認められるようになった。特に EU のように沿岸も含め海洋が地域全体に絡み合っているとき、総体としての政策ヴィジョンの必要性は高いという主張のもとに、次のように EU 委員会の考え方を明示し、それに対する公衆討論を求めた文書である。

1. Introduction では、これまでバラバラに管轄されてきた海事問題を統括的に管理する必要性を述べ、
2. Retaining Europe's leadership in Sustainable Maritime Development では、海事産業の競争力の重要性と同時に海洋資源利用には海洋環境海の維持が大切であること、知識や技術の最先端にいないと変わらないこと、変わりゆく状況下での革新(Innovation)が求められること、海事産業の技能と雇傭を發展させること、海事クラスターの有用性、規制の枠組み等について、見解を展開する。
3. Maximising Quality of Life in Coastal Regions では、沿岸地域を仕事と生活の場として魅力あるものにする、沿岸災害のリスクに適合すること、沿岸観光の展開、海・陸相互干渉の管理などについてあり方をのべる。
4. Providing the Tools to manage our relations with the Ocean では、各種活動に役立つデータ整備の必要性、成長する海事経済化では空間管理計画(Spatial Planning)が必要となることを力説する。
5. Maritime Governance では EU 域内の政策決定には関係者全てがかかわること、そのためには、国連に UN-Ocean という横断的な 1 部門が出来たように、EU にも統括的部門を創る必要があるし、各国間の共同機構も必要になる。また、国際的なルール創りに対する関与も大切であるし、地理学的な現実もしっかり認識しなければならないとし、
6. Reclaiming Europe's Maritime Heritage and Reaffirming Europe's Maritime Identity で締めくくる。

以上 49page 7 章にわたり詳述され本書は、EU の海事政策の基本的な考え方を提示し、2006 年 6 月 7 日から 2007 年 6 月 30 日、約 1 年にわたり Public Consultation を求めたものである。²³

²² GREEN PAPER :Towards a Maritime Policy for the Union: A European vision for the oceans and seas ; EU 委員会 June 7 2006 COM(2006)275 final

²³ 欧州造船技術政策動向調査－欧州における海事関連研究開発事業と公的支援の仕組み (2007 年 3 月 : 日本船舶輸出組合) の付録 3 に和訳あり